

こども計画概要

【国の動向】

1 「こども家庭庁」の設立

令和5年4月1日に、こどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的とし、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設立されました。

<「こども家庭庁」の目的>

こども家庭庁設置法 概要資料より（内閣府）

◆趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

2 「こども基本法」の施行

令和5年4月1日にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

<「こども基本法」の目的>

こども基本法 第1条より

◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

<「こども」の定義と「こども施策」について>

こども基本法 第2条より

◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

3 「こども大綱」と「こども計画」

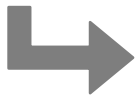
(1) 「こども大綱」について

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国は「こども大綱」を定めるよう義務付けています。

< 「こども大綱」について >

こども基本法 第9条より

- ◆こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならない。
- ◆こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - (1) 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」
 - (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」
 - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」



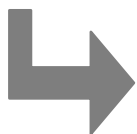
国は、既存3大綱を一体化し、「こども大綱」を定める。
※令和5年12月22日閣議決定

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

< 「こどもまんなか社会」について >

こども大綱より

- ◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～
- ⇒「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。



「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関して6本の柱を基本的な方針としている。
(後述)



こども家庭庁ホームページより

(2) 「こども計画」について

市町村は、国が策定する「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。

こども計画は、既存の各法令に基づく関連計画と一体のものとして策定することができます。

<都道府県・市町村による「こども計画」の策定について>

こども基本法 第10条より

- ◆都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を定めるよう努める。
- ◆市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。
- ◆「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。

<関連計画について>

こども基本法説明資料より

- ◆都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画



こども家庭庁ホームページより

令和6年5月にこども計画策定のために盛り込むべき項目等が記載された「自治体こども計画策定のためのガイドライン」が示されたことに加え、こどもまんなか社会の実現に向けて国が取り組んでいく施策を示した「こどもまんなか実行計画」が作られました。

市町村こども計画策定にあたっては、「こども大綱」の内容を勘案する必要性がありつつも、“それぞれの自治体において地域の実情に応じたオリジナルのこども計画を策定すること”が大切であるとしています。

<こども施策に関する基本的な方針・・・6本の柱>

こども大綱より

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む陰路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

<こども施策に関する重要事項：1. ライフステージを通じた重要事項>

こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドラインより

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ◆こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ◆こどもの貧困対策
- ◆障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

<こども施策に関する重要事項：2. ライフステージ別の重要事項>

こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドラインより

◆こどもの誕生前から幼児期まで

- ✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

◆学童期・思春期

- ✓ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ✓ こども・若者の視点に立った居場所づくり
- ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ✓ いじめ防止
- ✓ 不登校のこどもへの支援
- ✓ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- ✓ 体罰や不適切な指導の防止
- ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

- ✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ✓ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

<こども施策に関する重要事項：3. 子育て当事者への支援に関する重要事項>

こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドラインより

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ✓ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
- ✓ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）
- ✓ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充
- ✓ 医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

- ✓ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供
- ✓ 体罰によらない子育てに関する啓発
- ✓ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進
- ✓ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ✓ 育児休業制度の強化
- ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の促進
- ✓ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施
- ✓ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

- ✓ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
- ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進
- ✓ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
- ✓ 安全・安心な親子の交流の推進
- ✓ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

4 市町村こども計画の策定に向けて

国が「こども大綱」や「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を示したことに伴い、本年度は愛知県においても「都道府県こども計画」の策定が予定されています。

こうした動きを鑑み、本町においても、国の「こども大綱」や「愛知県こども計画」を勘案した「豊山町こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間）を策定することを検討しています。

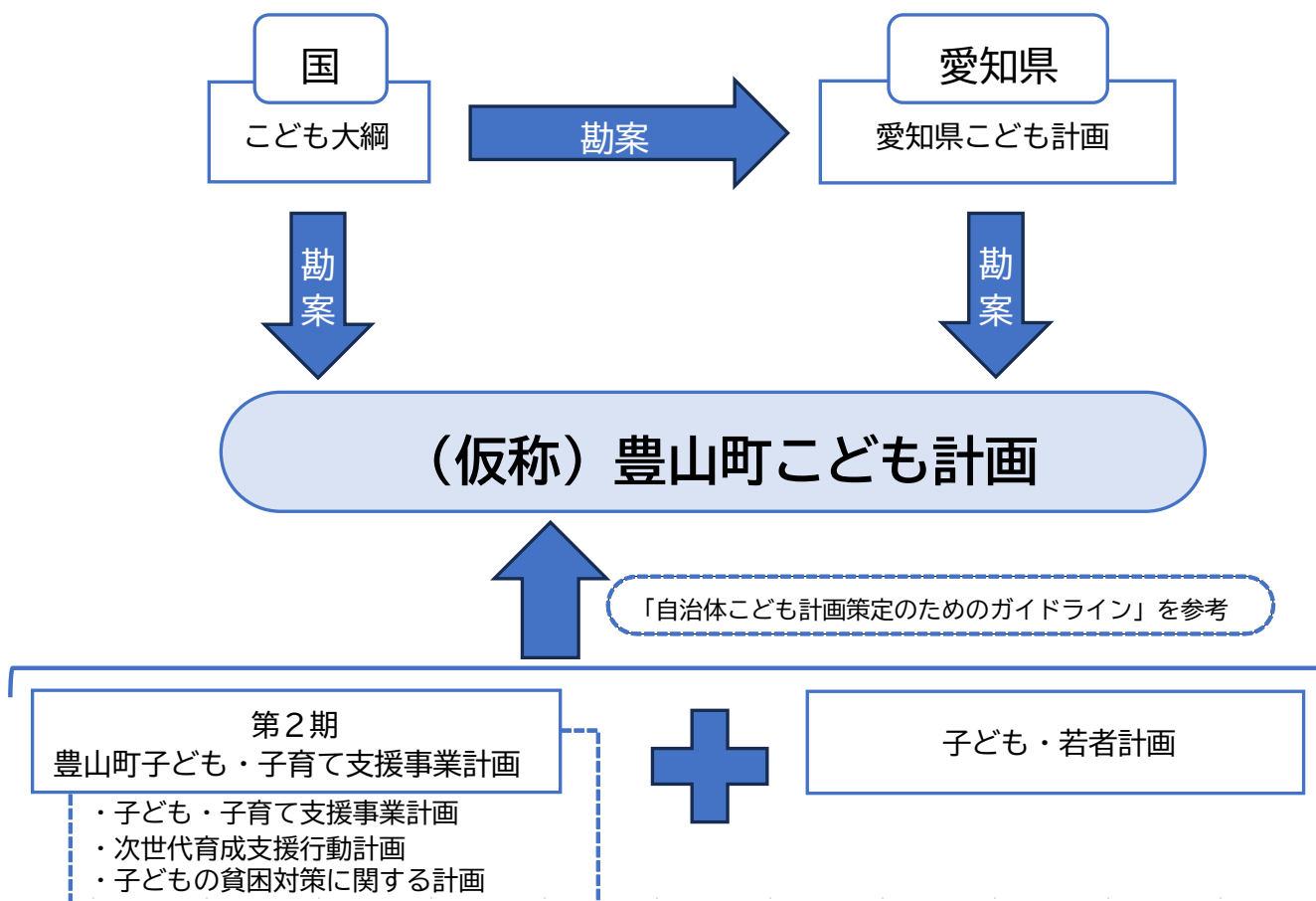
(1) 「子ども・子育て支援事業計画」及び「こども計画」について

こども基本法説明資料より

◆都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。

- ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

<計画の関係性イメージ>



(2) こども等の意見の反映に関する取組について

こども基本法 第11条

「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」



意見聴取に関する取組

- 小中高校生向けにアンケート及び小・中学生との懇談を実施予定
- こども大綱の中にも、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」が位置付けられているため、計画内でも今後のこどもの意見聴取等に関する記載を盛り込む必要がある。

(3) 計画策定スケジュール（予定）

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①アンケート				●							
②小・中学生との懇談					●						
③子ども・子育て会議			●			●		●		●	
④パブリックコメント									●		
⑤計画案の答申										●	

【アンケート】（8月）

子育て支援に関する現状の把握と課題の分析等を行うため、就学前児童保護者訳 760 人、就学児童保護者訳 950 人を対象としたアンケートを実施します。

また、こども計画策定にあたり、町内在住の小学生、中学生、高校生（合計約 1,550 人）を対象としたアンケートを実施し、こどもの意見聴取に取り組みます。

アンケートの実施に際しては、コンサル契約者がアンケート票の配布・回収を行います。

【子ども・子育て会議】（7・10・12・2月）

今年度は合計4回の開催を予定しています。

会議では計画内容の審議やアンケート結果の分析・評価等を行います。

【小・中学生との懇談】（9月）

町内3小学生・中学生と対話形式で児童、生徒の意見徴収を行います。

【パブリックコメント】（令和7年1月）

計画案について、町民の意見を反映するため、ホームページや窓口等を通じて、パブリックコメントを募集します。